

議案第 6 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成 10 年鳥取県指令市振 3 第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（広域連合の事務所） 第 6 条 広域連合の事務所は、 <u>鳥取県東伯郡北栄町土下 112 番地</u> に置く。	（広域連合の事務所） 第 6 条 広域連合の事務所は、 <u>鳥取県倉吉市見日町 317 番地</u> に置く。

(広域連合の執行機関の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人及び<u>選任副広域連合長1人</u>を置く。 2 <u>広域連合に会計管理者を置く。</u> (広域連合の執行機関の選任の方法) 第12条 略 2～4 略 5 <u>選任副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の副市長又は副町長のうちから選任する。</u> 6 <u>会計管理者は、第14条に規定する職員のうちから広域連合長が命ずる。</u> (副広域連合長等の職務) 第12条の2 <u>副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故あるとき又は広域連合長が欠けたときは、あらかじめ広域連合長が指定する副広域連合長が、その職務を代理する。</u> 2 <u>選任副広域連合長は、広域連合長を補佐し、第14条に規定する職員の担任する事務を監督する。</u> (広域連合の執行機関の任期) 第13条 略 2 <u>選任副広域連合長の任期は、関係市町の副市長又は副町長としての任期による。</u> (補助職員) 第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。	(広域連合の執行機関の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人、<u>助役及び収入役</u>を置く。 (広域連合の執行機関等の選任の方法) 第12条 略 2～4 略 5 <u>助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の助役のうちから選任する。</u> 6 <u>収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の収入役のうちから選任する。</u> (広域連合の執行機関の任期) 第13条 略 2 <u>助役の任期は、関係市町の助役としての任期による。</u> 3 <u>収入役の任期は、関係市町の収入役としての任期による。</u> (補助職員) 第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な<u>吏員その他の職員</u>を置く。
--	---

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に助役である者は、この規約の施行の日に、この規約による改正後の鳥取中部ふるさと広域連合規約第12条第5項の規定により、選任副広域連合長として選任されたものとみなす。